

社会福祉法人境港市社会福祉協議会費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人境港市社会福祉協議会の諸会議に出席するために要する費用の弁償について定めることを目的とする。

(支給対象となる諸会議)

第2条 費用弁償の支給対象となる諸会議は次の各号に掲げる会議とする。

- (1) 評議員会
- (2) 評議員選任・解任委員会
- (3) 定款の規定に基づく各種委員会
- (4) 理事会、正副会長会、監事会
- (5) その他、会長が特に認めた会議等

(費用弁償の額)

第3条 諸会議に出席した費用弁償の額は、1回1,000円とする。ただし、1日に2以上の会議に出席した場合であっても1回分を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年6月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 平成8年4月1日から施行した費用弁償規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年12月22日から施行し、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年3月31日公布）に伴う境港市長の定款変更の許可の日から適用する。